

栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等 に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 町長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募を行うに当たっては、栗山町公告式条例（昭和25年条例第16号）第2条第2項に規定する場所への掲示等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は、団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を有しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 条例第10条の規定による指定の取消し等を受けたことがある者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 申込資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 定款、規約その他これらに相当する書類
- (3) 収支計画書

(4) 当該団体の経営状況を説明する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(公募によらない指定管理者の候補者等の選定)

第5条 条例第5条第1項第1号の規定による公募によらない指定管理者の候補者の選定は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 町が2分の1以上出資している法人、公共団体又は公共的団体が管理することにより、施設の効果的・効率的な運用が図られ、かつ利用者の利便性の向上が見込まれると認められるとき。

(2) 町が関与又は育成することが必要と認める団体が、その活動目的に関する施設の管理をすることにより、施設の効果的・効率的な運用が図られ、かつ利用者の利便性の向上が見込まれると認められるとき。

(選定結果の通知)

第6条 条例第6条に規定する通知は、栗山町公の施設に係る指定管理者の選定結果通知書(様式第2号)によるものとする。

(指定の通知)

第7条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定をしたときは、栗山町公の施設に係る指定管理者の指定決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(協定)

第8条 条例第8条に規定する協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他町長が別に定める事項

(事業報告)

第9条 条例第11条に規定する事業報告書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理業務の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。